

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 朝比奈 泰子

本論文は、(1) 医師・薬剤師を対象とした健康食品情報の提供・収集と新規情報の創製、(2) 健康食品に関する薬剤師と特にリスクの高い患者間コミュニケーションの現状と課題の検討、(3) 健康食品を安全に使用するための体制づくりに向けた課題の検討と提言を通じて、医師・薬剤師を核とした健康食品の適正使用のあり方を明らかにしたものである。

本論文は以下の4章からなる。

第1章では、健康食品に関する現状と問題点が概説され、本研究の目的が述べられている。健康食品の使用が拡大している一方で、健康被害も報告されている。その背景には、健康食品そのものの課題（健康食品の定義の曖昧さ、科学的エビデンスの不足、正しい情報源の不足、情報の氾濫、不適正な表示・品質、被害情報収集・共有システムの不備）とそれを使用する消費者の課題（消費者の認識・知識の不足）がある。そして、健康食品に関して専門家が不在であるという点を指摘し、消費者が健康食品を適正に使用するために、医師・薬剤師が医薬品のみならず健康食品についても対処できる専門家として機能することを提唱した。

第2章では、インターネットを介した薬剤師間情報交換・研修システム（i-PHISS）、医師間情報交換・研修システム（i-MEDISS）を活用して、医師・薬剤師に対する健康食品情報の提供と収集・共有を実施した。情報提供においては、健康食品に関する定期的な情報提供、事例形式の情報、規格化された情報の有用性が示された。情報収集・共有においては、医師、薬剤師が遭遇した健康食品に関する有効性・安全性情報の収集と医療従事者間での情報共有だけでなく、類似事例の投稿機能を付加することで類似被害の情報を蓄積することが可能になった。さらに、本研究では蓄積された情報に基づき非臨床試験を実施した。この結果に基づき、「カリウム摂取制限が必要な患者においてはグルコサミン硫酸塩を含むサプリメントの摂取には注意が必要である」という科学的知見に基づく提言を行った。以上から、構築したシステムにおける情報収集・共有を非臨床試験と組み合わせることにより、より信頼性の高い情報が得られることを示した。

第3章では、消費者・薬剤師を対象としたワークショップ、患者・薬剤師・医師を対象としたアンケート調査、薬剤師を対象としたインタビュー調査を実施し、健康食品に関する薬剤師-患者間コミュニケーションの現状と課題が示されている。一部の薬剤師によって健康食品による健康被害や不適当な商品の使用が見出されている一方で、医療従事者-患者間で健康食品に関するコミュニケーションが取られることは少なかった。薬剤師は医師よりも積極的に患者に対して健康食品に関する働きかけを行っていたが、一部の患者には健康・疾患について相談すべき相手ではないと認識されていた。薬剤師側にも、患者にコミュニケーシ

ョンを働きかけるにあたって、情報・エビデンスの不足、安全性への懸念といった様々なバリアがあった。しかし、健康食品に対して積極的な働きかけを行っている薬剤師では、職業上の責任感、総合的なケアの重視、被害時に備えての準備が行動のモチベーションとなっていた。一方で、一部の患者では薬剤師との間にコミュニケーションの齟齬が生じており、その背景には薬剤師によるモニタリングの不十分さ、健康食品の定義の曖昧さなどがあると考えられた。

第4章では、医師・薬剤師を核とする健康食品の適正使用のあり方やその実現のためのアクションについて論じられている。健康食品の適正使用のためには、医師・薬剤師が患者の健康食品に関する意思決定をサポートすること、さらに薬局薬剤師が地域社会の健康を担うアクセシビリティの高い医療専門家として、健康人や軽症者からも健康食品に関する相談を受け、アドバイスをを行うことが有用である。しかし、その実現に向けては、健康食品の科学的な情報や信頼性の高い情報源が不足している中での対応、健康食品に関する医療従事者と消費者のフレーミングの相違、医師・薬剤師の無関心といった課題がある。さらに、薬局の営利的な側面、技術依存の増大、医師への依存、薬局制度と薬学の分離などを背景とした薬剤師の専門性の不完全さは、健康食品についての薬剤師－消費者間コミュニケーションを検討する際にも無視できない。さらに、他の関与者（消費者、メーカー、行政、他の医療従事者等）に関連して、メーカーの義務・責任の欠如、収集される被害情報の不足といった課題も挙げられた。引き続き、これらの課題解決のためのアクションとして、医師・薬剤師－患者間での適切なリスク・コミュニケーションの実現、医師・薬剤師・患者間のコミュニケーション促進、情報収集の促進、薬剤師の再専門職化の具体案が提言されている。

以上を踏まえて、医師・薬剤師が健康食品の専門家として機能することは、健康食品の適正使用の実現に向けた課題の解決に寄与すると示されており、とりわけ薬局薬剤師が地域医療を総合的に担う医療専門職として自らを位置付け、健康食品に関する活動を担っていくことが理想であると結論づけている。

本論文は、医療従事者を対象とした健康食品情報の提供・収集システムの構築・運用を介して、医師・薬剤師が定期的に健康食品について研修する機会を創出し、その有用性を明らかにした点、収集した情報に基づき実施した非臨床試験により健康食品の科学的情報を創製した点で高く評価できる。また、医師・薬剤師が健康食品の専門家として機能することが健康食品の適正使用実現に向けて重要であることを示し、それをふまえてその課題とアクションについて論考している。本研究は、患者等の健康食品使用の高リスク群に対して高い実効性を示すと考えられるが、医師・薬剤師との接点をもたない消費者に対する健康食品の安全は担保するためには検討すべき点が残されている。しかしながら、本論文は、本邦において研究領域が確立されていない健康食品を対象として、健康食品の科学的情報の創製、医療従事者－患者間コミュニケーションをはじめとする健康食品の適正使用のあり方について多くの知見を得たという点で多大な学術的貢献を果たすと考えられる。さらに薬学、医療社会学といった本研究の周辺分野の発展にも寄与するものである。よって、本審査委員会は、本論文が博士（学際情報学）の学位に相当するものと判断する。